



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*37 公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1

○ 告示

866 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿社会課)..... 2

867 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
(")..... 2

868 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 3

869 " (")..... 3

870 " (")..... 4

871 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 4

872 公共測量の終了 (技術調査課)..... 5

873 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 5

874 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定
(建築住宅課)..... 5

○ 公告

和歌山県NPOサポートセンターにおける指定管理者の募集 (県民生活課)..... 5

○ 県議会に関する事項

*和歌山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程 8

○ 諸報

和歌山県市町村職員共済組合の令和4年度決算の要旨 (和歌山県市町村職員共済組合)..... 12

規 則

和歌山県規則第37号

公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則(平成18年和歌山県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第7条 削除	<p>(年度計画の記載事項等)</p> <p>第7条 法第27条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。</p> <p>2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>

(業務実績等報告書)
 第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

(業務実績等報告書)
 第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。
 (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の場合 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
 (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる当該中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の場合並びに当該中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の場合 当該中期計画に定めた項目

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号。次項において「整備法」という。）附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年4月1日前に開始した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。次項において「法」という。）第25条第2項第1号に規定する中期目標の期間（次項において「中期目標の期間」という。）の事業年度の法第27条第1項に規定する年度計画に対するこの規則による改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則（次項において「旧規則」という。）第7条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 整備法附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年4月1日前に開始した中期目標の期間における法第11条第1項に規定する評価委員会の評価を受けようとするときに提出する法第78条の2第2項に規定する報告書に対する旧規則第21条の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第866号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和5年7月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072300878	株式会社アイドル	サポート新宮	和歌山県新宮市新宮3651-1	訪問介護	令和5.4.16
3072000452	株式会社ネクストビジョン	デイサービスケアビレッジ御坊	和歌山県御坊市湯川町財部377-6	通所介護	令和5.6.15
3071401248	株式会社エム・オー・エヌ	プレス	和歌山県海南市岡田21番地 2F	訪問介護	令和5.6.30

和歌山県告示第867号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和5年7月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30620900 83	株式会社TERADA	こころケアステーション和歌山	和歌山県御坊市湯川町 財部889番地	訪問看護	令和 5.7.1	令和 11.6.30
				介護予防訪問看護	令和 5.7.1	令和 11.6.30
30617901 54	株式会社桜桃	訪問看護ステーション樹	和歌山県紀の川市窪14 9-4	訪問看護	令和 5.7.1	令和 11.6.30
				介護予防訪問看護	令和 5.7.1	令和 11.6.30

和歌山県告示第868号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第869号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第870号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第871号

令和5年和歌山県告示第13号（以下「告示第13号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年7月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

殿崎富夫

山下藤子

筒井政恵

應地健秀

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第13号のとおり

和歌山県告示第872号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年7月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 令和4年12月16日から令和5年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部（総延長18.73km）

和歌山県告示第873号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年7月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3610	岩出市西国分字中垣内387番の一部	紀の川市久留壁86番10 有限会社グローバルシノミヤ 代表取締役 四宮要三	令和 5.7.4	6.00	50.27

和歌山県告示第874号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定した。

令和5年7月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 認定番号 建住第320号
- 2 認定日 令和5年7月11日
- 3 対象区域 新宮市佐野三丁目507-13、507-33及び599-1
- 4 縦覧に供する場所 和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課
東牟婁振興局新宮建設部

公 告

公 告

県が設置する和歌山県NPOサポートセンターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和5年7月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要
 - (1) 名称 和歌山県NPOサポートセンター
 - (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階
 - (3) 規模等
 - ア 床面積 214.43㎡
 - イ 施設 事務室、交流スペース、サークル活動室 各1か所

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県NPOサポートセンター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
 - (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
 - (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
 - (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
 - (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
 - (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
 - (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
 - (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
 - (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和5年7月21日（金）から同年8月8日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県環境生活部県民局県民生活課・県民活動団体室
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
 - (2) 現地説明会
 - ア 日時 令和5年8月9日（水）午後1時30分から
 - イ 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階 会議室C
 - ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
 - (3) 現地説明会の参加手続
現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。
 - ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
 - イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ
 - (4) 申請に係る質問等
 - ア 期間 令和5年8月10日（木）から同月16日（水）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 令和5年8月18日（金）

ウ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和5年8月21日（月）から同年9月8日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和5年10月下旬

(6) 指定管理者としての指定

令和6年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県環境生活部県民局県民生活課・県民活動団体室

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2369（直通）

ファクシミリ番号 073-433-1771

県議会に関する事項

和歌山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和5年7月21日

和歌山県議会議長 濱 口 太 史

和歌山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、和歌山県議会議員（次条及び第3条において「議員」という。）が和歌山県に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における和歌山県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 前項の規定による報告は、請負状況等報告書（別記第1号様式。次条及び第4条において「請負状況等報告書」という。）により行わなければならない。

（請負状況等報告書の訂正）

第3条 議員は、請負状況等報告書を訂正する必要があるときは、議長に、訂正届（別記第2号様式。次条

において「訂正届」という。）を提出しなければならない。

（請負状況等報告書等の保存）

第4条 請負状況等報告書及び訂正届（次条において「請負状況等報告書等」という。）は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（請負状況等報告書等の閲覧）

第5条 何人も、議長に対し、前条の規定により保存されている請負状況等報告書等の閲覧を請求することができる。

2 前項の規定による閲覧（以下この条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

3 閲覧は、和歌山県議会事務局総務課において、執務時間中にしなければならない。

4 閲覧に係る請負状況等報告書等は、和歌山県議会事務局総務課以外に持ち出すことができない。

5 閲覧に係る請負状況等報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告の一覧の作成及び公表等）

第6条 議長は、第2条第1項の規定による報告（第3条の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3 議長は、第1項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（期限等の特例）

第7条 第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第5条第2項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

別記第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

和歌山県議会議長 様

和歌山県議会議員 _____

訂正届

和歌山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 3 条の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定に基づき、令和4年度決算の要旨を公告する。

令和5年7月21日

和歌山県市町村職員共済組合
理事長 小谷 芳正

損益計算書の要旨

(単位:千円)

取	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金預託金管理	経過の長期預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
	負担金	4,423,359	11,281,878	591,558	78,792			155,408	176,107		
	組合員保険料		7,198,776								
	掛金	4,474,851		591,552					173,788		
	高額医療交付金	79,768									
	育児・介護休業手当金交付金	403,509									
	組合員貸付金利息										9,656
	連合会交付金							66,063			78
	利息及び配当金	577				4,599	0	223	363	300,163	1
	その他の収入	111,619						22	26	0	
入	他経理から繰入金							29,661			
	前年度支払準備金	607,094									
	計	10,100,777	18,480,654	1,183,110	78,792	4,599	0	251,377	350,284	300,163	9,735
支	給付金	4,607,285									
	職員給与							117,943	15,037	26,411	4,867
	厚生費							248	218,576	29	16
	特定健康診査等費								20,540		
	旅費・事務費							12,604	1,669	1,670	298
	委託費							8,413	5,813	1,608	599
	貸借料							2,930	2,176	2,420	596
	負担金							20,549	3,829	6,101	1,473
	連合会分担金							7,460	2,333		
	支払利息					4,599	0			214,523	4,599
	前期高齢者納付金	2,043,566									
	後期高齢者支援金	1,834,225									
	病床転換支援金	5									
	退職者給付拠出金	52									
	介護納付金	959,543									
	連合会払込金	113,093	18,480,654	1,183,110	78,792			69,025			
	連合会拠出金	425,359									
	他経理へ繰入金	29,661									
	その他の支出	4,289						6,855	389	1,355	132
	次年度支払準備金	700,629									
	前期損益修正損										
	計	10,717,707	18,480,654	1,183,110	78,792	4,599	0	246,027	270,362	254,117	12,580
	差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 616,930	0	0	0	0	0	5,350	79,922	46,046	△ 2,845

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

資産	流動資産	1,673,887	1,128,749	75,256	568	24,073	0	391,234	603,354	783,676	51,501
	固定資産					426,000	0	919	1	23,647,509	738,611
	資産合計	1,673,887	1,128,749	75,256	568	450,073	0	392,153	603,355	24,431,185	790,112
負債	流動負債	413,170	1,128,749	75,256	568			2,062	10,727	21,604,512	1
	固定負債	700,629				450,073	0	115,751	21,573	46,361	439,589
	負債合計	1,113,799	1,128,749	75,256	568	450,073	0	117,813	32,300	21,650,873	439,590
純資産	利益剰余金	560,088						274,340	571,055	2,780,312	350,522
	欠損金	0									
	純資産合計	560,088						274,340	571,055	2,780,312	350,522
	負債・純資産合計	1,673,887	1,128,749	75,256	568	450,073	0	392,153	603,355	24,431,185	790,112